個人住民税がかからない方　※令和9年度から

1　下記の条件に該当する事により均等割も所得割もかからない方（非課税）

1. 生活保護法による生活扶助を受けている方
2. 本人が障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に該当する方の中で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下（参考：給与の収入額では 209 万円以下）の方

障害者、未成年者、ひとり親、寡婦のかたで住民税がかからない方（参考）			
合計所得金額	収入の目安		
	給与収入だけの場合	公的年金収入だけの場合	
		65 歳未満	65 歳以上
1,350,000 円	2,090,000 円	2,166,667 円	2,450,000 円

2　扶養者人数により均等割も所得割もかからない方（非課税）

前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の方

合計所得金額　≦　28 万円×（扶養人数＋1）+10 万円＋16 万 8 千円（※扶養者がいる場合加算）

※扶養する人がいない場合、上記の 16 万 8 千円は加算されません。

均等割も所得割もかからない方（参考）				
扶養者人数	合計所得金額	収入の目安		
		給与収入だけの場合	公的年金収入だけの場合	
			65 歳未満	65 歳以上
いない（0 人）	380,000 円	1,120,000 円	980,000 円	1,480,000 円
1 人	828,000 円	1,568,000 円	1,470,667 円	1,928,000 円
2 人	1,108,000 円	1,848,000 円	1,844,001 円	2,208,000 円
3 人	1,388,000 円	2,128,000 円	2,217,334 円	2,488,000 円
4 人	1,668,000 円	2,499,999 円	2,590,667 円	2,768,000 円
5 人	1,948,000 円	2,899,999 円	2,964,000 円	3,048,000 円

（注意）平成 24 年度からは、16 歳未満の扶養親族を含む人数になります。

（注意）均等割非課税規定については、生活保護法の規定による級地区分に準じており、**奄美市は 3 級地に該当します。**このため、1 級地または 2 級地の市区町村に転出等された場合には、課税関係が異なる場合があります。

3　扶養者人数により所得割がかからない方（均等割はかかります）

1. 所得控除、税額控除により所得割額が算出されない方
2. 前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の方

総所得金額等　≦　35 万円×（扶養人数＋1）+10 万円＋32 万円（※扶養者がいる場合加算）

※扶養する人がいない場合、上記の 32 万円は加算されません。

所得割がかからない方（参考）※均等割はかかります。				
扶養者人数	総所得金額等	収入の目安		
		給与収入だけの場合	公的年金収入だけの場合	
			65 歳未満	65 歳以上
いない（0 人）	450,000 円	1,190,000 円	1,050,000 円	1,550,000 円
1 人	1,120,000 円	1,860,000 円	1,860,001 円	2,220,000 円
2 人	1,470,000 円	2,215,999 円	2,326,667 円	2,570,000 円
3 人	1,820,000 円	2,715,999 円	2,793,334 円	2,920,000 円
4 人	2,170,000 円	3,215,999 円	3,260,001 円	3,270,000 円
5 人	2,520,000 円	3,703,999 円	3,726,667 円	3,726,667 円

（注意）平成 24 年度からは、16 歳未満の扶養親族を含む人数になります。